観音寺市総合運動公園使用料

有料施設の種類		専用した	い場合	専用する場合		付帯設備				
単位				生徒及 び児童	入場料を徴収しない場合				電気料金	
			一般	(小中 高)	— 般	生徒及び児童 (小中高)	放送設備等	競技用具	夜間照明 1時間に つき	電源使用 1時間に つき
陸上競技場	午前9時か で	いら午後1時ま	一人1回 につき 100円	一人1回 につき 50円	14,660円	3,660円	放送設備一式 につき 1,000円	備考第7項の 表で定める額		
	午後1時か で	いら午後5時ま			14,660円	3,660円				200円
	午前9時か で	いら午後5時ま			24,610円	6,700円				200[-]
		び時間単位で 時間につき)			3,760円	930円				
野球場	午前9時か で	いら午後1時ま			2,080円	1,030円	放送設備一式	スコアボード1		
	午後1時かで	いら午後5時ま			2,080円	1,030円	につき 780円	スコノホード1 回につき 780円		200円
	午前9時から午後5時まで				3,660円	1,830円	空調設備1時 間につき1台 当たり 200円 につき400円		20011	
	時間外及び時間単位で の使用(1時間につき)				620円	300円		につき400円		
	午前9時から午後1時ま で				1,350円	670円			半面全灯	
広場	午後1時から午後5時まで				1,350円	670円	放送設備一式につき		2,200円 全面全灯 200円	200⊞
	午前9時から午後5時ま で				2,610円	1,300円	620円		4,400円 全面半灯	
	時間外及び時間単位で の使用(1時間につき)				410円	200円			2,200円	
テニスコート	一面に つき1時 間当たり	午前9時か ら午後5時			300円	150円				
		時間外			410円	200円	放送設備一式につき		1面につ き	200円
	大会	全日1面			1,350円	670円	620円		570円	200
		全日全面			8,060円	4,030円				_

備考

- 1 本市又は三豊市に居住していない利用者の場合は、上記料金表の金額(電気料金を除く。以下同じ)の2割増しの額とする。
- 2 入場料を徴収する場合は、上記料金表の金額(前項の規定に該当する場合はその金額)の5倍の額とする。
- 3 全日とは午前9時から午後5時までとし、時間外とは全日以外をいう。ただし、夜間の使用については、陸上競技場及び野球場においては日没時まで、広場及びテニスコートにおいては午後10時までとする。
- 4 30分以上1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。
- 5 電源使用にかかる電気料金は、上記料金表の金額に電源を使用する機器の台数及び時間数を乗じて得た額とする。
- 6 陸上競技場フィールド内を使用して、陸上競技以外の大会等を行う場合は次の使用料を徴収する。この場合において、 備考第1項から第5項までの規定は、本項の使用料について適用する。

区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	時間外及び時間単位での 使用(1時間につき)
— 般	3,030円	3,030円	5,550円	830円
生徒及び児童(小中高)	1,510円	1,510円	2,770円	410円

8 陸上競技場において写真判定装置を使用するときは、次の使用料を徴収する。

この場合において、備考第1項から第4項までの規定は、本項の使用料について適用する。

	区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	時間外及び時間単位での使 用(1時間につき)
写	真判定装置(電源使用料含む。)	1,520円	1,520円	2,440円	450円

9 観音寺市総合運動公園内で、行商、興業、展示会等を行う場合は、以下の料金を徴収する。

区分	単 位		金額
行商、興業、展示会、その他これらに	基本使用料	20㎡まで1日につき	1,560円
類する行為	超過使用料	1 ㎡まで1日につき	50円

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用を許可されている者に係る既納の使用料については、なお従前の例による。

備 品 ・ 器 具 料 金 一 覧 表

7 陸上競技場において、競技用具を使用するときは、次の使用料(備考第1項又は第2項の規定に該当するときは、それぞれの備考第1項 又は第2項の規定により算出した額)を徴収するものとする。ただし、当該使用料の合計額が9,000円をこえるときは、9,000円とする。

へはおとないがたに	л / Л Ш U/ = пд / с	_ 33,10, 7, 10, 0, 0, 0, 0, 1			00011000	
区分		単位	金額	区 分	単位	金額
鋼鉄製巻尺		1個	100円	競歩用警告掲示板	1台	100円
リボンロッド		1個	100円	風力風速表示器	1台	100円
リボンロッド止金具		1組	100円	走幅跳 三段跳用距離標識	1組	100円
走高跳用高度計		1本	100円	踏切板	1個	100円
棒高跳用高度計		1本	100円	踏切板標識	1組	100円
ストップウォッチ		1個	100円	距離表示マーカー	1個	100円
赤・白旗		1組	100円	走高跳用支柱及びバー止	1組	100円
黄手旗		1本	100円	棒高跳用支柱及びバー止	1組	100円
監察マーカー		1個	100円	棒高跳支柱用保護カバー	1組	100円
ブレイクラインマーカー		1式	100円	棒高跳用バー上げ器(2本組)	1式	100円
バトン		1組	100円	走高跳用マット	1組	200円
スタート信号器		1丁	100円	棒高跳用マット	1組	300円
ノギス		1個	100円	走高跳用バー	1本	100円
抽選器		1組	100円	棒高跳用バー	1本	100円
スタート合図用黒板		1本	100円	記録標識	1組	100円
ライン引器		1台	100円	足留材	1個	100円
ハンドマイク		1台	100円	円盤投・ハンマー投兼用サークル	1個	100円
砲丸		1個	100円	円盤投・やり投げ・ハンマー投用ペグ	1本	100円
円盤		1枚	100円	砲丸投用ペグ	1本	100円
ハンマー		1個	100円	フィールド用ビニールテープ(白)	1個	100円
やり		1本	100円	フィールド用ビニールテープ(赤)	1個	100円
競歩警告用円板(黄)		1組	100円	フィールド成績表示器	1台	100円
競歩失格用円板(赤)2枚		1組	100円	フィールド競技用制限時間告知器	1台	300円
審判長用警告カード		1組	100円	投てき用足ふきマット	1枚	100円
スタート用警告カード		1組	100円	投てき距離標識	1式	100円
表彰台		1組	100円	炭酸マグネシウム入台	1台	100円
スターター台		1組	100円	役員席用机	1台	100円
スターター用拡声器		1組	300円	役員席用椅子	1 脚	100円
スターティングブロック		1台	100円	フィールド競技記録員用小机	1台	100円
フィニッシュポスト		1組	100円	フィールド競技記録員用腰掛	1 脚	100円
周回表示器(鐘付)		1組	100円	監察員用腰掛	1 脚	100円
ハードル(1セット8台)		1セット	300円	競技者用長椅子	1 脚	100円
代用縁石		1式	300円	テント(大)	1張	500円
温湿度計		1個	100円	テント(小)	1張	400円
	超音波	1台	600円	横幕	1張	100円
風速計	デジタル	1台	500円	コーン(小)	1本	100円
	気象用	1台	200円	ビーチパラソル	1本	100円
10キログラムはかり		1台	100円	走幅跳用 三段跳用距離測定器	1組	100円
ラップ用旗・コーナートップ	 用旗	1本	100円	ポール置台	1台	100円
吹き流し		1本	100円	砲丸·円盤置台	1台	100円
		1組	100円	合成樹脂製巻尺	1個	100円
レーンナンバー標識		1 水丘	1001	ロ		1001

小学校、中学校及び高等学校の生徒又は児童若しくはこれらに準ずる者が競技用具を使用する場合であって、陸上競技場を専用しないときの競技用具の 使用料については、金額欄に規定する額の2分の1の額とする。